○**復興庁告示第四号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（登米市復興推進計画（認定番号宮城第五十七号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○**復興庁告示第五号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（登米市復興推進計画（認定番号宮城第五十七号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社岩手銀行

二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

○**復興庁告示第六号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（女川町復興推進計画（認定番号宮城第五十八号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○**復興庁告示第七号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（栗原市復興推進計画（認定番号宮城第五十九号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○**復興庁告示第八号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（楢葉町復興推進計画（認定番号福島第六十五号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○**復興庁告示第九号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（楢葉町復興推進計画（認定番号福島第六十五号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社福島銀行

二　住所　福島県福島市万世町二番五号

○**復興庁告示第十号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（楢葉町復興推進計画（認定番号福島第六十五号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　ひまわり信用金庫

二　住所　福島県いわき市平祢宜町三番地一

○**復興庁告示第十一号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（楢葉町復興推進計画（認定番号福島第六十五号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　いわき信用組合

二　住所　福島県いわき市小名浜花畑町二番地の五

○**復興庁告示第十二号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第六十六号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○**復興庁告示第十三号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第六十六号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○**復興庁告示第十四号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第六十七号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○**復興庁告示第十五号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第六十七号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○**復興庁告示第十六号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第六十七号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社福島銀行

二　住所　福島県福島市万世町二番五号